

○金融庁告示第 号

金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第二百八条の二十八第一項の規定に基づき、金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が自己資本の充実の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件第三条第一項に規定する連結レバレッジ比率の計算方法を定める件を次のように定める。

平成二十七年 月 日

金融庁長官 細溝 清史

金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が自己資本の充実の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件第三条第一項に規定する連結レバレッジ比率の計算方法を定める件

目次

第一章 定義（第一条）

第二章 連結レバレッジ比率（第二条——第九条）

附則

第一章 定義

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 最終指定親会社 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第五十七条の十二第三項に規定する最終指定親会社をいう。
- 二 子会社等 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十五条の十六の二第二項に規定する子会社等をいう。
- 三 長期決済期間取引 最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適當であるかどうかを判断するための基準を定める件（平成二十二年金融庁告示第百三十号。以下「連結自己資本規制比率告示」という。）第四十六条第二項に規定する長期決済期間取引をいう。
- 四 デリバティブ取引等 連結自己資本規制比率告示第四十六条第一項の先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引及び長期決済期間取引をいう。
- 五 ポジション 連結自己資本規制比率告示第一条第二十七号に規定するポジションをいう。

六 銀行持株会社 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。

七 証券金融会社 法第二条第三十項に規定する証券金融会社をいう。

八 金融商品取引業者 法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。

九 外国証券業者 法第五十八条に規定する外国証券業者をいう。

十 適格格付機関 連結自己資本規制比率告示第一条第十四号に規定する適格格付機関をいう。

十一 プロテクション提供者 連結自己資本規制比率告示第一条第十八号に規定するプロテクション提供者をいう。

十二 連結子法人等 最終指定親会社の子法人等（法第五十七条の二第九項に規定する子法人等をいう。）であつて、次条に規定する連結レバレッジ比率の算出に当たり、第三条に定める連結の範囲に含まれるものをいう。

十三 子会社 法第二十九条の四第三項に規定する子会社をいう。

十四 レポ形式の取引 連結自己資本規制比率告示第一条第十一号に規定するレポ形式の取引をいう。

十五　自己保有資本調達手段　連結自己資本規制比率告示第八条第四項第一号に規定する自己保有資本調達手段をいう。

十六　対象資本調達手段　連結自己資本規制比率告示第八条第六項第一号に規定する対象資本調達手段をいう。

十七　クレジット・デリバティブ　連結自己資本規制比率告示第一条第十七号に規定するクレジット・デリバティブをいう。

十八　再構築コストの額　デリバティブ取引等につき、ポジションを市場で再構築する場合に必要なコストの額をいう。

十九　営業日　最終指定親会社等（最終指定親会社又はその連結子法人等をいう。以下同じ。）が我が国で営業を行う日をいう。

二十　外国為替関連取引　連結自己資本規制比率告示第四十七条第一項第二号イの表の外国為替関連取引をいう。

二十一　金関連取引　連結自己資本規制比率告示第四十七条第一項第二号イの表の金関連取引をいう。

二十二 金利関連取引 連結自己資本規制比率告示第四十七条第一項第二号イの表の金利関連取引をいう。

二十三 株式関連取引 連結自己資本規制比率告示第四十七条第一項第二号イの表の株式関連取引をいう。

二十四 貴金属関連取引 連結自己資本規制比率告示第四十七条第一項第二号イの表の貴金属関連取引をいう。

二十五 その他のコモディティ関連取引 連結自己資本規制比率告示第四十七条第一項第二号イの表のその他のコモディティ関連取引をいう。

二十六 優良債務者 連結自己資本規制比率告示第二十二条から第二十九条までの規定において、リスク・ウェイトが規定されている主体、連結自己資本規制比率告示第一条第七号に規定する金融機関（同号ロ、ヘ及びトに掲げる者を除く。）、銀行持株会社、銀行持株会社に準ずる外国の会社、証券金融会社、金融商品取引業者、最終指定親会社及び外国証券業者のうち連結自己資本規制比率告示第三十条又は第三十一条の基準に照らして二十パーセントのリスク・ウェイトとすることが認められている主体並びに銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等に基づき、金融庁長官が別に定める格付機関及び適格格付機

関の格付に対応するものとして別に定める区分（平成十九年金融庁告示第二十八号）第二条各号に掲げる格付機関によつて、同告示第三条第四号の表の信用リスク区分が4—3以上又は同条第五号の表の信用リスク区分が5—3以上に対応する格付を付与された主体をいう。

一十七 信用事由 プロテクション提供者が支払を行うべき事由として当事者があらかじめ定めたものをいう。

一十八 ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ 連結自己資本規制比率告示第一条第十九号に規定するファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブをいう。

一十九 セカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ 連結自己資本規制比率告示第一条第二号に規定するセカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブをいう。

三十 ウォーク・アウエイ条項 第七条第三項第四号に規定する法的に有効な相対ネットイング契約において、当事者の一方に取引を終了させることができる事由が発生した場合において、一の債権となつた後の額が正となつた場合であつても、当該当事者の相手方が支払額を限定すること又は全く支払わないことを許容する条項をいう。

三十一 マーケット・リスク相当額 連結自己資本規制比率告示第二条各号の算式におけるマーケット・リスク相当額をいう。

三十二 包括的手法 連結自己資本規制比率告示第三章第六節第三款に定める計算手法をいう。

三十三 適格金融資産担保 連結自己資本規制比率告示第一条第二十一号に規定する適格金融資産担保をいう。

三十四 証券化エクスポート・ジャマー 連結自己資本規制比率告示第一条第十六号に規定する証券化エクスポート・ジャマーをいう。

三十五 コミットメント 連結自己資本規制比率告示第一条第七十三号に規定するコミットメントをいう。

三十六 短期かつ流動性の高い貿易関連偶発債務 連結自己資本規制比率告示第四十五条第一項の表二十の項に規定する短期かつ流動性の高い貿易関連偶発債務をいう。

三十七 特定の取引に係る偶発債務 連結自己資本規制比率告示第四十五条第一項の表五十の項に規定する特定の取引に係る偶発債務をいう。

三十八 短期証券引受契約 一定期間一定の枠内で証券を反復的に発行することにより資金を調達する仕

組みにおいて、発行された証券が予定された条件の範囲内で売付けできない場合、最終指定親会社等が

一定の条件の範囲内で当該証券の買取り又は金銭の貸付け等を行うことを約する取引に係る契約をいう。

三十九 信用供与に直接的に代替する偶発債務 連結自己資本規制比率告示第四十五条第一項の表百の項に規定する信用供与に直接的に代替する偶発債務をいう。

四十 買戻条件付の資産売却 連結自己資本規制比率告示第四十五条第二項の表の買戻条件付の資産売却をいう。

四十一 求償権付の資産売却 連結自己資本規制比率告示第四十五条第二項の表の求償権付の資産売却をいう。

四十二 先物資産購入 連結自己資本規制比率告示第四十五条第二項の表の先物資産購入をいう。

四十三 先渡預金 連結自己資本規制比率告示第四十五条第二項の表の先渡預金をいう。

四十四 部分払込株式の購入又は部分払込債券の購入 連結自己資本規制比率告示第四十五条第二項の表の部分払込株式の購入又は部分払込債券の購入をいう。

四十五 適格なサービス・キャッシュ・アドバンス 連結自己資本規制比率告示第一条第七十四号に規

定する適格なサービス・キャッシュ・アドバンスをいう。

四十六 適格流動性補完 連結自己資本規制比率告示第一条第七十三号に規定する適格流動性補完をいう。

第二章 連結レバレッジ比率

(連結レバレッジ比率)

第二条 金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が自己資本の充実の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件（平成二十二年金融庁告示第百三十二号）第三条第一項に規定する連結レバレッジ比率は、次の算式により得られる比率をいう。

資本の額

$$\text{連結レバレッジ比率} = \frac{\text{総エクスポージャーの額}}{\text{資本の額}}$$

(連結の範囲)

第三条 前条に規定する連結レバレッジ比率は、連結財務諸表に基づき算出するものとする。この場合において、連結財務諸表については、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大

販省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づき作成することとする。ただし、最終指定親会社が銀行法第五十二条の二十三第一項第一号から第十号まで又は第十二号に掲げる会社を子会社としている場合における当該子会社（以下「金融子会社」という。）については、連結財務諸表規則第五条第二項の規定を適用しないものとする。

2 前項本文後段の規定にかかわらず、最終指定親会社が指定国際会計基準（連結財務諸表規則第九十三条に規定する指定国際会計基準をいう。）に基づき、連結財務諸表の作成を行っている場合には、当該連結財務諸表に基づき連結レバレッジ比率を算出することができる。この場合において、当該連結財務諸表にかかわらず、金融子会社については、連結の範囲に含めるものとする。

3 前二項の規定にかかわらず、最終指定親会社が保険会社等（保険会社（保険業法（平成七年法律第一百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。）、少額短期保険業者（同条第十八項に規定する少額短期保険業者をいう。）及びこれに準ずる外国の法人をいう。）を子会社等としている場合における当該子会社等（以下「保険子会社等」という。）については、連結の範囲に含めないものとする。

（資本の額）

第四条 第二条の算式における資本の額は、連結自己資本規制比率告示第二条第二号に定めるTier 1資本の額をいう。

(エクスボージャーの額)

第五条 第二条の算式における総エクスボージャーの額は、次に掲げる額の合計額をいう。

- 一 オン・バランス資産の額
 - 二 デリバティブ取引等に関する額
 - 三 レポ取引等に関する額
 - 四 オフ・バランス取引に関する額
- (オン・バランス資産の額)

第六条 前条第一号に掲げる額は、連結貸借対照表（第三条に定める連結の範囲について作成した連結貸借対照表をいう。第九条第三項第二号において同じ。）の総資産の額から次に掲げる額を控除した額とする。

- 一 支払承諾見返勘定の額

二 デリバティブ取引等に関する資産の額（デリバティブ取引等により生じる債権額及びデリバティブ

取引等に関連して差し入れた証拠金の対価の額をいい、デリバティブ取引等により生じた未収利息の額は含まない。）

三 レポ形式の取引に関連する資産の額（レポ形式の取引により生じる資産又はレポ形式の取引により提供若しくは受領している資産の額をいい、レポ形式の取引により生じた未収利息の額は含まない。）

四 自己保有資本調達手段、対象資本調達手段、無形固定資産、繰延税金資産及び退職給付に係る資産のうち、普通株式等Tier 1 資本に係る調整項目の額（連結自己資本規制比率告示第五条第二項に定める普通株式等Tier 1 資本に係る調整項目の額をいう。以下同じ。）から同項第七号に掲げる額を除いた額及びその他Tier 1 資本に係る調整項目の額（連結自己資本規制比率告示第六条第二項に定めるその他Tier 1 資本に係る調整項目の額をいう。以下同じ。）から同項第五号に掲げる額を除いた額の合計額

五 連結自己資本規制比率告示第五条第二項第一号ニに掲げる額
(デリバティブ取引等に関する額)

第七条 第五条第二号に掲げる額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 デリバティブ取引等（自己の名をもつて他人の計算において行うデリバティブ取引等を除く。）について算出したエクスポージャーの額

一 デリバティブ取引等に関する差し入れた証拠金の対価の額の合計額

2 前項第一号のエクスポージャーの額は、次に掲げる額の合計額とする。ただし、第三号に掲げる額については、最終指定親会社等がプロテクションを提供するクレジット・デリバティブに係るものに限る。

一 再構築コストの額の合計額

一 アドオンの額の合計額

三 想定元本の額（デリバティブ取引等の経済効果を反映した額をいう。以下同じ。）の合計額

3 前項第一号の再構築コストの額は、デリバティブ取引等を時価評価することにより算出した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）とする。ただし、次に掲げる全ての要件を満たすデリバティブ取引等については、当該額から、現金で受領した変動証拠金の額を除いた額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を同号の再構築コストの額とすることができます。

一 最終指定親会社等が現金で受領した変動証拠金が分別管理されていないこと。

二 デリバティブ取引等によつて最終指定親会社等が営業日ごとに時価評価を行つており、受領した変動証拠金の額が当該時価評価額以上であること。

三 最終指定親会社等が変動証拠金として受領した現金がデリバティブ取引等の決済通貨と同一であること。

四 デリバティブ取引等と変動証拠金が同一の法的に有効な相対ネッティング契約（当事者の一方に当該契約の対象となる、デリバティブ取引等を終了させることができる事由が発生した場合において、当該契約の対象となる全てのデリバティブ取引等が行われる国及び地域で法的に有効な契約であつて、他方の当事者が当該デリバティブ取引等を、適時に終了させ、かつ、一の債権又は債務とすることができる契約をいう。第十一項第四号において同じ。）の対象となるものであること。

4 第二項第二号のアドオンの額は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 クレジット・デリバティブ以外のデリバティブ取引等（同一通貨間かつ変動金利相互間の金利スワップを除く。） 次の表の上欄に掲げる取引の区分及び同表の中欄に掲げる残存期間の区分に応じ、それぞれ当該取引の想定元本の額に同表の下欄に定める掛目（元本を複数回交換する取引については、当該

掛目に残存交換回数を乗じた値) を乗じて得た額

取引の区分								
残存期間の区分								
掛 目 (パーセント)								
五年超	一年超五年以内	一年以内	五年超	一年超五年以内	一年以内	五年超	一年超五年以内	一年以内
十・〇	八・〇	六・〇	一・五	〇・五	〇・〇	七・五	五・〇	一・〇
株式関連取引								
金利関連取引								
外 国 為 替 関 連 取 引 及 び 金 関 連 取 引								

貴金属関連取引（金関連取引を除く。）	一年以内	七・〇
	一年超五年以内	七・〇

その他のコモディティ関連取引

五年超	一年以内	五年超
十五・〇	十二・〇	八・〇

(注1) 特定の支払期日においてその時点でのエクスボージャーを清算する構造で、かつ、当該特定の支払期日において時価が零になるように契約条件が再設定されるデリバティブ取引等については、次の再設定日までの期間を残存期間とみなすことができる。ただし、この場合においても、金利関連取引に係る掛目は〇・五パーセントを下回ることができない。

(注2) 取引の区分欄に掲げる取引に該当しないデリバティブ取引等は、「その他のコモディティ関連取引」として取り扱うこととする。

一 クレジット・デリバティブ 次の表の上欄に掲げる原債務者の種類の区分に応じ、それぞれ当該クレ

ジット・デリバティブの想定元本の額に同表の下欄に定める掛目を乗じて得た額

原債務者の種類	掛 目 (パーセント)
優良債務者	五・〇
その他の債務者	十・〇

(注1) 最終指定親会社等がプロテクション提供者である場合の掛目とプロテクション購入者である場合の掛け目は同一とする。ただし、最終指定親会社等がクレジット・デフォルト・スワップのプロテクション提供者である場合においては、プロテクション購入者が支払不能となつた場合に、原債務者の信用事由の発生の有無にかかわらず、取引が清算されるものに限りエクスボージャーの額を算出するものとする。この場合において、最終指定親会社等は、当該クレジット・デフォルト・スワップに係るアドオンの額について、取引の相手先から当該取引の約定に基づいて受け取ることとされていた額を上限とすることができる。

(注2) ファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブについては、プロテクションの対

象とする複数の資産のうち最も信用リスクの高い資産に基づいて原債務者の種類を定めるものとする。セカンド・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブについては、プロテクションの対象とする複数の資産のうち一番目に信用リスクの高い資産に基づいて原債務者の種類を定めるものとする。これらの規定は、クレジット・デリバティブのうち、複数の資産をプロテクションの対象とし、当該プロテクションが当該複数の資産のうち、あらかじめ特定された順位において信用事由が発生した資産に対してのみ提供されるとともに契約が終了するものについて準用する。

5 前項の規定にかかわらず、最終指定親会社等がプロテクションを提供したクレジット・デリバティブの想定元本の額から、第九項の規定により控除することができる最終指定親会社等がプロテクションを購入したクレジット・デリバティブの想定元本の額を控除することができない場合又は当該想定元本の額を控除しない場合にあっては、アドオンの額を零とすることができる。

6 第二項第一号及び第二号に掲げる額を算出するに当たっては、その算出対象となるデリバティブ取引等が法的に有効な相対ネッティング契約（第三項第四号に規定する法的に有効な相対ネッティング契約をい

い、ウォーカ・アウエイ条項を含むものを除く。以下「」の項及び第八項において同じ。）の対象である場合には、第三項本文及び前二項の規定にかかるらず、次の各号に掲げる額に代えて、当該各号に定める額を用い得るがゆき。

一 再構築コストの額 ネット再構築コストの額（法的に有効な相対ネットティング契約の対象となるデリバテイブ取引等についてその単位）とに算出した時価を相殺した後の純額をいい、当該額が零を下回る場合には、零とする。次号において同じ。）

一 アドオンの額 次の算式により得られた額（以下「」の号において「ネットのアドオン」という。）

$$RC_{Net}$$

$$A_{Net} = 0.4 \times A_{Gross} + 0.6 \times A_{Gross}$$

$$RC_{Gross}$$

A_{Net}は、ネットのアドオン

A_{Gross}は、グロスのアドオン（法的に有効な相対ネットティング契約の対象となるデリバテイブ取引等についてその単位ごとに算出したアドオンの額を合計した額）

RC_{Net}は、ネット再構築コストの額

RC_{Gross}は、グロス再構築コストの額（法的に有効な相対ネッティング契約の対象となるデリバティブ取引等についてその単位ごとに算出した再構築コストの額（当該額が零を下回る場合には、零とする。

）を合計した額）

7 第三項の規定は、前項第一号に定める額について準用する。この場合において、第三項廿「前項第一号の再構築コストの額は、デリバティブ取引等を時価評価する上に算出した額」であるのは、「第六項第一号に定める額は、同項に規定する法的に有効な相対ネッティング契約の対象となるデリバティブ取引等についてその単位上に算出した時価を相殺した後の純額」と読み替えるものとする。

8 第四項及び第五項の規定は、第六項第一号の式の法的に有効な相対ネッティング契約の対象となるデリバティブ取引等についてその単位上に算出したアドオンの額において、第四項中「第二項第一号のアドオンの額」とあるのは、「第六項第一号の式の法的に有効な相対ネッティング契約の対象となるデリバティブ取引等についてその単位上に算出したアドオンの額」と読み替えるものとする。

第二項第三号の想定元本の額を算出するに当たつては、最終指定親会社等がプロテクションを提供するクレジット・デリバティブの想定元本の額から最終指定親会社等がプロテクションを購入したクレジット・デリバティブ（次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものに限る。次項において同じ。）の想定元本の額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）とすることができます。

一 参照債務が单一の債務である場合 次に掲げる全ての要件を満たすもの

イ 最終指定親会社等がプロテクションを提供するクレジット・デリバティブと参照組織が同一であり、参照債務の優先順位が同一又はそれよりも劣後する債務であること。

ロ 最終指定親会社等がプロテクションを提供するクレジット・デリバティブと残存期間が同一か、それよりも長期であること。

一 参照債務が二以上の債務である場合 次に掲げる全ての要件を満たすもの

イ 最終指定親会社等がプロテクションを提供するクレジット・デリバティブの参照債務が、購入した

クレジット・デリバティブの参照債務により完全に保全されていること。

ロ 最終指定親会社等がプロテクションを提供するクレジット・デリバティブと残存期間が同一か、そ

れよりも長期であること。

10 最終指定親会社等がプロテクションを提供するクレジット・デリバティブを時価評価することによつて第四条に規定する資本の額（以下この項において同じ。）が減少している場合には、当該減少額を前項の最終指定親会社等がプロテクションを提供するクレジット・デリバティブの想定元本の額から控除することができる。この場合において、最終指定親会社等がプロテクションを購入したクレジット・デリバティブを時価評価することによつて資本の額が増加している場合には、当該増加額を最終指定親会社等がプロテクションを購入したクレジット・デリバティブの想定元本の額から控除するものとする。

11 次に掲げる全ての要件を満たすデリバティブ取引等については、当該デリバティブ取引等に関連して差し入れた証拠金の対価の額から、現金で差し入れた変動証拠金の額（デリバティブ取引等の再構築コストの額が零を下回る場合には、当該額を零から差し引いた額を上限とする。）を除いた額を第一項第二号のデリバティブ取引等に関連して差し入れた証拠金の対価の額とすることができます。

一 最終指定親会社等が現金で差し入れた変動証拠金が分別管理されていないこと。

二 デリバティブ取引等について最終指定親会社等が営業日ごとに時価評価を行つており、差し入れた変

動証拠金の額が当該時価評価額以上であること。

三 最終指定親会社等が変動証拠金として差し入れた現金がデリバティブ取引等の決済通貨と同一であること。

四 デリバティブ取引等と変動証拠金が同一の法的に有効な相対ネッティング契約の対象となるもので
あること。

(レポ取引等に関する額)

第八条 第五条第三号に掲げる額は、次に掲げる額（担保として受領している証券の額及び自己の名をもつ
て他人の計算において行うレポ形式の取引に関連する資産の額を除く。）の合計額とする。

一 レポ形式の取引に関する資産の額の合計額

二 レポ形式の取引の単位ごとに算出した取引の相手方に対するエクスポージャーの額の合計額

2 前項第一号のレポ形式の取引に関する資産に現金の受取債権が含まれる場合、当該受取債権を生じた

レポ形式の取引及び現金の支払債務を生じたレポ形式の取引（以下この項において「両取引」という。）

が同一の取引相手と行われたものであつて、当該受取債権及び当該支払債務が次に掲げる全ての要件を満

たす場合には、当該受取債権の額から当該支払債務の額を控除することにより得られた額を当該受取債権の額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）として計上することができる。

一 両取引の最終清算日が同一であること。

二 当該受取債権と当該支払債務との相殺が、両取引が行われる国及び地域で有効であり、次に掲げる要件のいずれかに該当するものであること。

イ 最終指定親会社等の意思の通知があつた場合に行われることが可能であること。

ロ 取引の相手方の信用が毀損された場合に最終指定親会社等の意思の通知なくして行われることが可能であること。

三 最終指定親会社等及び取引の相手方に両取引を同時に決済する意図があること、又は両取引が同一の決済の仕組みを通じて行われること。

3 第一項第二号のレポ形式の取引の単位ごとに算出した取引の相手方に対するエクスボージャーの額は、次の算式により得られた額とする。

$$E^* = \max(0, E - C)$$

E*は、個別のレポ形式の取引の相手方に対するエクスポートヤーの額

E_iは、個別のレポ形式の取引において相手方に提供している資産の時価の額

C_iは、個別のレポ形式の取引において相手方より受領している資産の時価の額

4 前項の規定にかかるが、法的に有効な相対ネッティング契約の対象となる全てのレポ形式の取引に

して、最終指定親会社等が営業ロジックに時価評価を行つてから、かつ、当該レポ形式の取引のうち、マーケット・リスク相当額の算出に使用されるレポ形式の取引において用いられた担保が、包括的手法に沿ひた適格金融資産担保である場合に限り、次の算式により得られた額をもつて第一項第11号のレポ形式の取引の済むるに算出した取引の相手方に対するエクスポートヤーの額とする。

$$E^* = \max(0, \sum_i E_i - \sum_i C_i)$$

E*は、法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案した後の取引の相手方に対するエクスポートヤーの額

ーの額

E_iは、法的に有効な相対ネッティング契約の対象となるレポ形式の取引において相手方に提供している

資産の時価の額

C_iは、法的に有効な相対ネットティング契約の対象となるレポ形式の取引において相手方より受領してい
る資産の時価の額

5 前項の法的に有効な相対ネットティング契約は、次に掲げる全ての要件を満たす契約をいう。

1 当事者の一方に当該契約の対象となるレポ形式の取引を終了せしむができる事由が発生した場合
において、他方の当事者による当該契約の対象となる全てのレポ形式の取引のネットティング及び担保の
速やかな処分が可能であること。

11 当該契約の対象となるレポ形式の取引が行われる国及び地域で法的に有効な契約であること。

(オフ・バランス取引に関する額)

第九条 第五条第四号に掲げる額は、最終指定親会社等が行うオフ・バランス取引に係る次に掲げる額の合
計額とする。

1 相手方に対する信用リスクに係るエクスポートジャーの額の合計額

1 対象資産に係るエクスポートジャーの額の合計額

三 証券化エクスポージャーの額の合計額

2 前項第一号に掲げる額は、最終指定親会社等が行う次の表の中欄に掲げるオフ・バランス取引の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げるものの想定元本の額に同表の下欄に定める掛目を乗じて得た額の合計額とする。

		一 次に掲げるコミットメント（三の項口に掲げるものを除く。以下この条において同じ。）	二 イ 任意の時期に無条件で取消し可能なもの ロ 取引の相手方の信用状態が悪化した場合に意思の通知なく取消し可能なもの	オフ・バランス取引の区分 掛目 (パーセント)
二 次に掲げる取引				
二十		十		

四	三	
<p>イ 信用供与に直接的に代替する偶発債務（最終指定親会社等がプロテクションを提供するクレジット・デリバティブ並びに二の項口及び三の項イに</p> <p>ヨンを掲げる取引</p>	<p>イ 特定の取引に係る偶発債務（二の項口に掲げるものに該当するものを除く。）</p> <p>ロ 短期証券引受契約</p> <p>ハ 原契約期間が一年超であるコミットメント（一の項及びロに掲げるものを除く。）</p>	<p>イ 原契約期間が一年以下のコミットメント（一の項及び三の項口に掲げるものを除く。）</p> <p>ロ 短期かつ流動性の高い貿易関連偶発債務（最終指定親会社等が発行又は確認したものに限る。）</p> <p>次に掲げる取引</p>
百	五十	

掲げるものを除く。）

- 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入（レポ形式の取引に係るもの）を除く。）

（注） 最終指定親会社等が将来においてオフ・バランス取引の実行を約している場合であつて、適用可能な複数の掛目があるときは、当該複数の掛目のうち最も低いものを適用するものとする。

3 第一項第二号に掲げる額は、最終指定親会社等が行う次に掲げるオフ・バランス取引の対象資産に係る想定元本の額に百パーセントの掛けを乗じて得た額の合計額とする。

一 買戻条件付の資産売却又は求償権付の資産売却（レポ形式の取引又は証券化エクスボージャーに該当する取引である場合を除く。）

一 先物資産購入、先渡預金、部分払込株式の購入又は部分払込債券の購入（これらのオフ・バランス取引に係る取引対象資産が最終指定親会社等の連結貸借対照表に計上される場合を除く。）

4 第一項第三号に掲げる額は、最終指定親会社等が行うオフ・バランス取引に係る次の各号に掲げる証券

化エクスポージャーの区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げるものの名目額に当該各号に定める掛目を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 適格なサービサー・キャッシュ・アドバンスの信用供与枠のうち未実行部分 十パーセント
- 二 無格付の適格流動性補完 五十パーセント

- 三 前二号に掲げるもの以外の証券化エクスポージャー 百パーセント

附 則

(適用時期)

第一条 この告示は、平成二十七年三月三十一日（以下「適用日」という。）から適用する。

（特定項目に係る十五パーセント基準超過額に係る経過措置）

第二条 適用日から起算して三年を経過する日までの間における普通株式等 Tier 1 資本に係る調整項目の額において、その算定に係る連結自己資本規制比率告示第八条第十項第一号に規定する特定項目に係る十五パーセント基準額については、金融商品取引法第五十七条の十七第一項の規定に基づき、平成二十二年金融庁告示第百三十号（最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会

社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件）の一部を改正する件（平成二十四年金融庁告示第二十九号。以下「連結自己資本規制比率改正告示」という。）附則第八条において読み替えて適用する連結自己資本規制比率告示第八条第十項第一号に定めるところによる。

（資本の額に係る経過措置）

第三条 適用日から起算して七年を経過する日までの間における第四条の規定によるTier1資本の額（以下単に「Tier1資本の額」という。）において、その算定に係るその他Tier1資本に係る基礎項目の額（連結自己資本規制比率告示第六条第一項に定めるその他Tier1資本に係る基礎項目の額をいう。以下同じ。）については、連結自己資本規制比率改正告示附則第三条第一項（同項の表適用日から起算して一年を経過する日までの期間の項及び平成二十六年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間の項を除く。）及び第三項に定めるところによる。

2 適用日から平成三十年三月三十一日までの間におけるTier1資本の額において、その算定に係る普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額（連結自己資本規制比率告示第五条第一項に定める普通株式

等 Tier 1 資本に係る基礎項目の額をいう。以下同じ。）については、連結自己資本規制比率改正告示附則第四条第一項に定めるところによる。

- 3 適用日から起算して三年を経過する日までの間におけるTier 1 資本の額において、その算定に係る普通株式等 Tier 1 資本に係る基礎項目の額については、前項の規定によるもののほか、連結自己資本規制比率改正告示附則第五条第一項（同項の表適用日から起算して一年を経過する日までの期間の項及び平成二十六年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間の項を除く。）及び第六条（同条の表適用日から起算して一年を経過する日までの期間の項及び平成二十六年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間の項を除く。）に定めるところによる。

- 4 適用日から起算して三年を経過する日までの間におけるTier 1 資本の額において、その算定に係るその他 Tier 1 資本に係る基礎項目の額については、第一項の規定によるもののほか、連結自己資本規制比率改正告示附則第五条第二項及び第六条（同条の表適用日から起算して一年を経過する日までの期間の項及び平成二十六年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間の項を除く。）に定めるところによる。

5 適用日から起算して三年を経過する日までの間における普通株式等 Tier 1 資本に係る調整項目の額については、連結自己資本規制比率改正告示附則第七条第一項（連結自己資本規制比率改正告示附則第五条第一項の表適用日から起算して一年を経過する日までの期間の項及び平成二十六年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間の項を除く。）に定めるところによる。

6 適用日から起算して三年を経過する日までの間ににおけるその他 Tier 1 資本に係る調整項目の額については、連結自己資本規制比率改正告示附則第七条第一項（連結自己資本規制比率改正告示附則第五条第一項の表適用日から起算して一年を経過する日までの期間の項及び平成二十六年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間の項を除く。）及び第二項に定めるところによる。

（米国式連結財務諸表による連結財務諸表を作成している最終指定親会社への経過措置）

第四条 第三条第一項本文後段の規定にかかわらず、最終指定親会社が連結財務諸表規則第九十五条に規定する米国式連結財務諸表の作成を行っている場合には、当分の間、当該米国式連結財務諸表に基づき連結レバレッジ比率を算出することができる。この場合において、当該米国式連結財務諸表にかかわらず、金融子会社については、連結の範囲に含めるものとする。

前項の規定にかかわらず、保険子会社等については、連結の範囲に含めないものとする。